

「生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施状況の中間評価（案）」
及び「生物多様性条約第7回国別報告書（案）」
に関する意見募集（パブリックコメント）について

令和7年11月4日（火）

「生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価（案）」及び「生物多様性条約第7回国別報告書（案）」について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和7年11月4日（火）から同年12月3日（水）まで意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1. 概要

(1) 生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施状況の中間評価（案）について

本中間評価は、生物多様性基本法に基づき、令和5年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」（以下「国家戦略 2023-2030」といいます。）において「本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルレビューに向けて各国に提出が求められる国別報告書を作成するタイミングに合わせ、指標や個別施策の実施状況の周期的な点検や、本戦略の中間評価や最終評価を行う。」とされていることに基づき実施しているものです。

本中間評価（案）の構成は以下のとおりです。特に、第一部の構成は、生物多様性条約第7回国別報告書への活用を見据えて、同報告書様式に対応させています。

- ・第1部 5つの基本戦略と国別目標の進捗状況

国家戦略 2023-2030 の「第1部 戦略」に対応させて、5つの基本戦略（[1] 生態系の健全性の回復、[2] 自然を活用した社会課題の解決、[3] ネイチャーポジティブ経済の実現、[4] 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）、[5] 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進）並びに基本戦略の下に定めた計15の状態目標及び計25の行動目標（計40の国別目標）のそれぞれについて、進捗状況を総合的に評価するとともに、主な成果や課題、今後の方針等を取りまとめています。

- ・第2部 行動計画の進捗状況

国家戦略 2023-2030 の「第2部 行動計画」に対応させて、行動目標ごとに掲げた計392の具体的施策について、取組状況、成果、課題、今後の方針等を取りまとめることで、進捗状況を点検しています。

- ・第3部 総括

上記の第1部と第2部の結果から国家戦略 2023-2030 全体の進捗状況を集約して示すとともに、主な成果や今後の課題等について記しています。

(2) 生物多様性条約第7回国別報告書（案）について

生物多様性条約第26条に基づき、各締約国は条約の実施状況等を取りまとめた国別報告書を締約国会議へ提出することとされています。国別報告書は、提出後に条約事務局のホームページ (<http://www.cbd.int/>) において公開されます。我が国は国別報告書を過去6回提出しており、今回で7回目となります。

第7回国別報告書は、令和8年秋にアルメニアで開催予定の生物多様性条約第17回締約国会議(COP17)において行われることとなっている、生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（以下「新枠組」といいます。）の実施状況を把

握・分析するグローバルレビューのための基礎情報となります。

本国別報告書（案）の構成は、令和7年2月に開催された生物多様性条約第16回締約国会議（COP16）再開会合第二部で合意されたレビューの仕組み等に基づくものとなっています。

- ・セクションⅠ 報告書作成プロセスの概要
- ・セクションⅡ 新枠組に沿った国家戦略の改訂・更新状況
- ・セクションⅢ 国別目標に対する進捗状況の評価
- ・セクションⅣ 新枠組のグローバルゴールに貢献する国の進捗状況の評価
- ・セクションⅤ 生物多様性条約及び新枠組の国内実施に関する結論

2. 意見募集要領

(1) 問合せ先

環境省自然環境局自然環境計画課 及び
環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室
東京都千代田区霞が関1-2-2/電話 03-5521-8273

(2) 意見募集対象

別添1 生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価（案）
別添2 生物多様性条約第7回国別報告書（案）

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、920円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、『国家戦略2023-2030中間評価（案）及び第7回国別報告書（案）に関する意見募集関係資料希望』と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（1）の問合せ先まで送付してください。切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 意見募集期間

令和7年11月4日（火）～同年12月3日（水）必着

(5) 意見提出方法

①電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームから御提出ください。
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送の場合

以下の意見提出様式により、以下の宛先まで提出してください。

<宛先>

環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性戦略推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※封筒の表面に『国家戦略2023-2030中間評価（案）及び第7回国別報告書（案）に対する意見』と記載してください。

③電子メール

以下の意見提出様式により、以下のアドレスまで提出してください。

電子メールアドレス NBSAP@env.go.jp

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性戦略推進室

[件名] 国家戦略 2023-2030 中間評価（案）及び第7回国別報告書（案）に対する意見

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[意見] （該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に記載してください）

- ・ 該当箇所（ファイル名、ページ、項目番号を付すなど該当箇所を明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付または併記してください）

<注意事項>

- 御意見は日本語で御提出ください。
- 1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載してください。
- 電話や匿名での御意見は受け付けておりません。
- 御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があります。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。
- 締切日までに到着しなかったものや、記入漏れがあるもの、下記に該当する内容を含むものについては、御意見を無効扱いとさせていただきます。
 - ・ 「生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施状況の中間評価（案）」及び「生物多様性条約第7回国別報告書（案）」の内容と無関係なもの
 - ・ 特定の個人・法人等が識別され得るもの
 - ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの
 - ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの
 - ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの
 - ・ 記載された情報が虚偽であると判明したもの

連絡先

環境省自然環境局自然環境計画課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8274

課長 西村 学

課長補佐 辻田 香織

専門官 福井 俊介

環境省自然環境局自然環境計画課

生物多様性戦略推進室

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8273

室長 鈴木 渉

室長補佐 佐川 龍郎